

令和6年2月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和6年2月20日、午前10時00分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟2階スペース2に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について
令和6年度学級編成見込みについて

第6. 議事

議案第10号 太子町教育支援センター設置条例議案に係る意見聴取について

議案第11号 太子町教育支援センター設置条例施行規則の制定について

議案第12号 太子町立学校及び幼稚園休業日の試行に関する特例規則の制定について

議案第13号 太子町教育委員会表彰内規の一部を改正する訓令の制定について

議案第14号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第7号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について

議案第15号 令和6年度太子町一般会計予算（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について

議案第16号 教育委員会表彰の受賞者について

議案第17号 就園指定の変更申立てについて

議案第18号 区域外就園の承諾について

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福田	秀樹
委	員	福本	充治
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長	糸井 香代子
教 育 次 長	森 文彰
管 理 課 長	改野 学由
社会教育課長	大谷 康弘
文化推進課長	森本 麻友
管 理 課 係 長	武中 俊明
管 理 課 主 事	山口 昂輝

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださいましてありがとうございます。
開会に先立ちまして、能登半島地震にかかる被災地支援について、管理課の職員が 2
月 1 日（木）から 2 月 6 日（火）にかけて石川県珠洲市に派遣されましたので、報告を
お願いします。

管理課主事 <珠洲市避難所運営支援について報告>

教育長 改めまして、ただいまから、令和 6 年 2 月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福本委員と杉本委員にお願いいたします。
続いて、本日の会議録の署名委員に福田委員と竹澤委員を指名させていただきます。
よろしくお願いいたします。
また、本日の第 16 号から第 18 号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開
とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

それでは、第 16 号から第 18 号議案については、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長 行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <2・3・4 月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 2・3・4 月の行事結果及び予定について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 2 月 14 日（水）に開催された中・西播磨地区市町教育委員会連合会理事会に出席しま
したが、太子町は来年度から県の副会長が当たります。

つきましては、4 月 17 日（水）に県の教育委員会連合会理事会に出席します。

教育長 ありがとうございます。他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 教育長報告をさせていただきます。

今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和6年度学

級編成見込みについての2件でございます。

はじめに、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、4件の届出がございます。

1件目の申請者は、一般財団法人太子淵瀬育英基金 代表理事 高井 國昭氏です。

事業名称は、「親子寄席」です。

令和6年4月29日（月・祝）に、丸尾建築あすかホール 中ホールで開催されます。

事業目的は、「子どもに本物の落語を知ってもらおう」となっております。

2件目の申請者は、龍野の文化遺産を生かす会 代表 岸野 裕児氏です。

事業名称は、「令和6年度龍野地区の文化遺産を活用した地域活性化事業」です。

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）にかけて、龍野地区県民交流広場 旧浅井関三邸で開催されます。

事業目的は、「地域固有の歴史が残してくれた文化遺産を保存、継承するだけでなく、これらの魅力を活用、発信することによって、地域の活性化を図り、多くの人々が集う場を創設し、地域の文化芸術活動の振興を図ることを目的とする」となっております。

3件目の申請者は、西播磨交響楽団 代表 小田 英夫氏です。

事業名称は、「第35回定期演奏会」です。

令和6年6月23日（日）に、たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール 大ホールで開催されます。

事業目的は、「子どもから大人までを対象にオーケストラの生演奏によるクラシック音楽の普及並びに、西播地区のアマチュア演奏家の交流」となっております。

4件目の申請者は、太子町子ども会連絡協議会 会長 井川 基宏氏です。

事業名称は、「第28回太子町子ども会連絡協議会ドッジボール大会」です。

令和6年2月17日（土）に、太子町立町民体育館で開催されます。

事業目的は、「子どもたちの心身の健全な発達を図ることを目的として、学校体育で慣れ親しみ、小学生だれもが参加しやすいスポーツであるドッジボールを通して、子ども会の交流を深めていく」となっております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、管理課から②令和6年度学級編成見込みについて説明をお願いします。

管理課長 令和5年度における児童、生徒、園児数と学級数並びに、令和6年度における見込みを表にまとめております。

はじめに、小学校の児童数につきまして、令和5年度は1,941人ですが、令和6年度は1,865人の予定で、対前年比76人減の見込みです。

斑鳩小学校が31人減、太田小学校が40人減と、減少数が大きくなっております。

学級数につきまして、令和5年度は84学級ですが、令和6年度は85学級の予定で、対前年比1学級増の見込みです。

次に、中学校の生徒数につきまして、令和5年度は1,069人ですが、令和6年度は1,013人の予定で、対前年比56人減の見込みです。

学級数につきまして、増減はございませんが、令和5年度の太子東中学校第3学年及

び令和 6 年度の太子西中学校第 3 学年の学級については、兵庫型学習システム推進により 35 人学級編成となっております。

最後に、幼稚園就園の対象者数につきまして、令和 5 年度は 776 人ですが、令和 6 年度は 774 人の予定で、対前年比 2 人減の見込みです。

また、入園児数につきまして、令和 5 年度は 198 人ですが、令和 6 年度は 209 人の予定で、対前年比 11 人増の見込みです。

なお、龍田幼稚園の休園に伴いまして、現時点では龍田幼稚園区の子ども 1 人が太田幼稚園に、1 人が斑鳩幼稚園に入園予定です。

また、斑鳩幼稚園の令和 6 年度 3 歳児入園児数を 15 人と記載していますが、2 人増の見込みです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。
各委員 ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

本日の議事は 9 件ございます。

議案第 10 号について事務局から説明をお願いします。

管理課長 議案第 10 号「太子町教育支援センター設置条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（通称：教育機会確保法）の趣旨を実現させるために「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が文部科学省から出されております。

同基本方針では不登校児童生徒の多様で適切な教育の機会として、教育支援センターの設置を自治体で促進することが示されています。

本町では平成 28 年に設置した適応指導教室において不登校支援を行ってきましたが、同教室が令和 6 年 4 月 1 日からふれあいホールへ移転することを契機に、学校生活への復帰を含めた社会的自立に向けた支援を展開するために、新たに太子町教育支援センターとして位置づけ、設置を条例にて定めるものです。

主な条例の内容につきましては、第 1 条で設置の目的を明記し、第 2 条では愛称も含めて教育支援センターの名称と位置を規定しております。

第 3 条では事業内容を、第 4 条では職員の配置について定めております。

また、附則において、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の「ふれあいホール」に関する条文と別表を削っております。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日としております。

この条例案を 3 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 10 号「太子町教育支援センター設置条例議案に係る意見聴取について」は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

 では、原案のとおり、3 月町議会に提出することといたします。

 続いて、議案第 11 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 11 号「太子町教育支援センター設置条例施行規則の制定について」説明いたします。

 先ほど提案いたしました太子町教育支援センター設置条例案が議会で成立した際に、センターの管理・運営に必要となる開所日と時間、通所対象者、手続き方法、出席児童生徒の取り扱い等について定めております。

 附則にて、条例と同様に、太子町立文化会館運営規則から「ふれあいホール」に関する条文と別表を削っております。

 以上です。

育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 11 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

 先ほどの条例案が町議会で成立しましたら、この教育委員会規則を、同日に公布したいと思います。

 続いて、議案第 12 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 12 号「太子町立学校及び幼稚園休業日の試行に関する特例規則の制定について」説明いたします。

 12 月定例会で報告しましたとおり、個別の配慮や特別な支援を要する園児・児童・生徒への入念な準備、新任や転任の教職員への引継ぎなど、近年のスケジュールでは体制構築が必ずしも十分とは言えない状況で新年度を迎えざるを得ないことから、春季休業の延長を提案するものです。

 春季休業の延長分は夏季及び冬季休業を減らすこととし、当該措置は試行として実施するために、特例規則案を作成いたしました。

 なお、本試行に関しては揖龍教育委員会連絡協議会において、たつの市及び播磨高原広域事務組合でも同時に実施する予定となっておりますので、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

 以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 12 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 13 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 13 号「太子町教育委員会表彰内規の一部を改正する訓令の制定について」説明します。

例年、現行の太子町教育委員会表彰内規に基づき、定年又は早期退職する町内小中学校の教職員に対して、感謝の意を表するために教育委員会表彰を行っております。

しかしながら、定年延長制度により、令和 5 年度及び令和 6 年度は定年が 61 歳となり、以降 2 年度ごとに 1 歳ずつ段階的に延長され、最終的には令和 13 年度及び令和 14 年度に 65 歳となります。

これに伴って、管理職についても、60 歳以降の役職が流動的になるため、制度の一部見直しが必要となりました。

一方、兵庫県知事から授与される兵庫県教育功労者表彰では、定年延長制度導入後の推薦対象者を「満 60 歳到達者及び退職（予定）者」と定めており、必ずしも退職を機に表彰するとはしていません。

事務局内で協議した結果、本町の表彰内規についても、多くの教職員が役職定年となる 60 歳到達を一つの区切りとし、その時点で基準に満たない者は退職時点で改めて審査して表彰したいと考えております。

本改正に合わせて、第 3 条第 1 号中の成績極めて優秀なる者から「園児」を除外し、同条第 2 号では、教職員が揖龍間で市町組合をまたいで異動することを考慮し、勤続年数以外で功績のあった教職員も表彰対象とできるように項目を追加しております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 改正後の第 3 条第 2 号に、（エ）学校経営、生徒指導等に優秀な成績を挙げた者、（オ）教科等の研究に専念し、その実績顕著な者とありますが、具体的にどのような方が該当するのか基準の説明をお願いします。

管理課長 具体的な基準は設けておりません。

まず、事務局で検討いたしまして、教育委員の皆様にお諮りいただく案件については、定例会にて提案させていただき、（エ）（オ）に該当するか判断していただきます。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 13 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 14 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 14 号「令和 5 年度太子町一般会計補正予算（第 7 号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」説明いたします。

管理課所管分について説明いたします。

3 月補正予算は、事業の完了に伴う減額が中心となります。

そのため、無事完了した事業や入札等により不用額が生じたものを計上しております。

また、繰越明許費補正について、文化推進課にお願いして予算計上しているふれあい

ホール改修事業の工事完了が年度をまたぐ可能性があるため、予算の繰越を念のため設定しております。

これは空調機器の調達に時間を要するための措置であり、4月からのセンター稼働には影響がないことを申し添えます。

管理課分は以上です。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明いたします。

決算見込みに伴う減額が中心となります。

歳入の伝統文化親子教室事業委託金につきまして、不採択のため皆減となっております。

地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金につきまして、交付決定により減額となっております。

たちばな大学受講料につきまして、令和6年度からの受講料をこの2月から徴収させていただくため補正しております。

歳出につきまして、それぞれ入札及び事業実績に基づき減額しております。

社会教育課分は以上です。

文化推進課長

文化推進課所管分について説明いたします。

歳入につきまして、補正はございません。

歳出の施設予約システム改修業務委託料につきまして、インボイス制度に対応するため、施設予約システムの改修を予定しておりましたが、納付書に必要事項を記入することで要件を満たすため、改修が不要となりましたので、減額しております。

展示品輸送作業等委託料につきまして、歴史資料館の事業実施方法見直しにより展示品の輸送を行わなかったため、減額としております。

文化推進課分は以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第14号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、議案第15号について事務局より説明をお願いします。

教育次長

議案第15号「令和6年度太子町一般会計予算（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」説明いたします。

教育費の歳出予算を表にまとめております。

令和5年度と6年度の教育費の増減について説明いたします。

（項1）教育総務費（目3）教育振興費につきまして、適応指導教室の運営費用を計上しておりましたが、今後は管理課所管の施設として運営していくことから、人件費以外に光熱水費、通信費等の費用、機能拡充のための工事費も計上していくため、（目4）教育支援センター費として新設しております。

（項3）中学校費（目1）学校管理費につきまして、太子西中学校の南校舎トイレの大規模改修を実施するため増になります。

（項2）小学校費及び（項3）中学校費の（目2）教育振興費につきまして、校務支援

システムサーバーの更新による増になります。

（項 4）幼稚園費（目 1）幼稚園管理費につきまして、令和 5 年度斑鳩幼稚園南園舎解体工事の完了に伴い減になります。

（項 5）社会教育費（目 5）文化財保護費につきまして、件数の増加が見込まれる遺跡発掘調査作業や遺跡確認調査測量作業委託料による増になります。

また、（目 6）図書館費につきまして、令和 5 年度空調更新工事の完了による減になります。

さらに、（目 7）会館管理費につきまして、従来の文化振興協会委託料 1,600 万を自主事業業務委託料 500 万としたことによる減及び、大規模改修を見据えて修繕料を 500 万円分を減としています。

（項 6）保健体育費（目 4）給食センター費につきまして、光熱水費の減及び、令和 5 年度に食器を更新を終えたことによる減となります。

町予算のうち教育費が占める割合は、令和 5 年度は 12.18%、令和 6 年度は 12.42%となっております。

それでは、各課の施設整備関係について各課長より説明を行います。

管理課長 管理課所管分の施設整備事業について説明いたします。

トイレ関係につきまして、太子西中学校の南校舎トイレ改修工事、教育支援センターのトイレ等整備工事、斑鳩小学校の職員トイレ便器入替工事がございます。

受水槽設備関係につきまして、太田小学校の改修工事、斑鳩・龍田小学校の実施設計委託料が計上されております。

教室等の照明改修工事につきまして、龍田小学校・太子西中学校の老朽化している照明の LED 化工事がございます。

その他、渡り廊下、非常階段、玄関タイル、駐車場舗装、屋内運動場と武道場間通路の屋根設置、転落防止柵の改修など、非常に多くの工事・修繕等を計画しております。来年度から本課に建築士を配置する予定となっておりますので、これらの事業をスムーズに進めて参りたいと考えております。

管理課は以上です。

社会教育課長 社会教育課所管分について説明いたします。

龍田公民館の 1 階学習室及び 2 階和室に設置されている空調設備の更新工事を考えております。

社会教育課は以上です。

文化推進課長 文化推進課所管分について説明いたします。

文化会館につきまして、改修工事を控えており、令和 5 年度に基本設計（大まかなコンセプトを決める設計）をさせていただき、令和 6 年度は基本設計をもとに施工用の詳細な設計図書を作成するための実施設計（施工に用いることができる詳細な図面を決める設計）を行います。

また、指定文化財説明標示設置工事につきまして、文化財の周知及び文化財めぐり等において活用を促すために、説明板を設置もしくは更新させていただく予定となっております。

文化推進課は以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 トイレ関係の工事について、斑鳩小学校職員トイレの改修を提案しましたが、他の学校も含めて早急に工事を入れていただきありがとうございます。

教育長 他にございませんか。

委員 文化会館の改修工事について、現時点で決まっている方向性や必須事項があれば、説明をお願いします。

文化推進課長 緊急防災・減災事業債が措置されている令和7年度から8年度の間、震災対策として吊り天井や外壁の改修を計画しております。

また、各部屋についても基本設計を確認させていただき、改修しなければならない場所をこれから決定していきます。

委員 文化会館の複合化に伴い、住民からどのような声が挙がっているのでしょうか。

また、住民が使いやすくなるような施設の改修や、利用方法の変化はありますか。

文化推進課長 複合化に対する意見につきまして、社会教育審議会や文化振興協会にお話をさせていただいておりますが、現時点で複合化に関する反対意見は挙がっておりません。

利用方法の変化につきまして、今後検討していく中で利用者に説明させていただきたいと考えております。

教育次長 施設の改修につきまして、文化会館は築30年のため随時改修が必要になっております。

今回の大規模改修は、受益者負担の適正化と、維持・管理費用の要請の観点から、大ホール設備の更新・簡素化といったことを考えております。

また、トイレの洋式化や和室の会議室化などといった、現代のニーズに合わせた改修を併せて行いたいと考えております。

大ホールの簡素化につきまして、今まで業者を入れなければ音響や照明を操作できなかったものを、誰でも簡単に操作できるようにする改修を考えております。

専門業者を入れないことに対する反対意見もございますが、現在の運営方法では大きな赤字が出ているため、維持・管理の観点から運営方法を見直し、落としどころを考えております。

委員 実際に簡素化している市、町として、参考にしている施設はありますか。

教育次長 たつの市御津町の文化センターなどを参考にさせていただきました。

事業の見通しといたしましては、今年度中の実施設計に盛り込むために最終決定をしている段階になります。

委員 御津町の文化センターでは、利用者だけで設備が使えるのでしょうか。

社会教育課長 視察させていただいた際は、公民館長と職員で舞台装置の操作をされていました。

専門技術が必要になる大きなイベントを除き、講演会や音楽発表会などは職員が対応されているとお聞きしています。

教育長 他にございませんか。

委員 斑鳩公民館と文化会館の複合化について、基本設計の中に公民館の配置は出てくるのでしょうか。

教育次長 まず、斑鳩公民館が実際に文化会館の中に入るか最終決定しておりません。

また、基本設計はあくまで建物の改修に関するものになります。

そのため、現段階で公民館の具体的な配置は決まっておらず、検討中となっております。

委員 公民館が文化会館や福社会館に入る場合でも、公民館の予算は社会教育課になるのでしょうか。

また、予算の計上は来年度以降になるのでしょうか。

教育次長 そのとおりです。

複合化に際して社会教育審議会の合意は得られていますが、部屋の配置や必要な備品など具体的な部分が決定していないため、予算の詳細は未定です。

委員 仮に石海公民館が福社会館に入る場合、さわやか健康課が準備した部屋の設備を引き継いで利用できるため、部屋の整備に関する予算は必要ないという認識でよろしいでしょうか。

社会教育課長 公民館が各施設に入る場合、令和 6 年度中の実施設計を経て大規模改修が完了した後の話になり、現時点でどの部屋に入っていたか、どのような改修を行うか分かりかねますので、必要な予算についてもお答えいたしかねます。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 未決定の部分が多く、お答えしにくい部分もございますが、決定事項があれば情報提供させていただきます。

続いて、施設整備以外の来年度予算について、各課長から説明をお願いします。

管理課長 歳出を中心に、管理課所管分の令和 6 年度新規事業等について説明いたします。

77 ページをご覧ください。

（項 1）教育総務費（目 3）教育振興費（節 1）報酬のスクールサポートスタッフにつきまして、国からも教育の業務支援に注力すると言われておりますので、令和 6 年度も補助金を用いて継続いたします。

また、（節 7）報償費の国語科指導講師謝礼につきまして、「話」と「和」でつながる言語認識能力育成事業の国語の事業の部分でございます。

さらに、（節 18）負担金、補助及び交付金のデジタル教材推進補助金につきまして、来年度から中学校で AI ドリルを導入いたしますので、初期設定費用を補助金という形で支出するものになります。

続いて、78 ページをご覧ください。

（目 4）教育支援センター費（節 10）需用費の教育支援センター用消耗品費や（節 14）工事請負費の教育支援センタートイレ等整備工事費につきまして、教育支援センターに関わる費用でございます。

入札の関係で金額が未記入になっておりますが、ご了承ください。

続いて、79 ページをご覧ください。

（項 2）小学校費（目 1）学校管理費（節 12）委託料の小学校校舎外壁等劣化調査業務委託料につきまして、小学校校舎の老朽化により外壁が落下事故が全国的に多発しているとの文科省通知を受けて、子どもたちや学校関係者の安全を確保するために調査

を行うというものでございます。

（目 2）教育振興費（節 1）報酬のスクールアシスタント報酬につきまして、肢体不自由児学級に児童が増えるため、介助を中心とした職員を増やします。

また、別室少人数指導員報酬につきまして、来年度から県が不登校対策に力を入れるということで、小学校 4 校につき 1 校と、中学校全校に対して受けられる県からの補助を用いて支援いたします。

続いて、80 ページをご覧ください。

（節 13）使用料及び賃借料の大型提示装置賃借料につきまして、小学校で平成 27 年に導入したプロジェクター等の部品交換期限が過ぎておりますので、それらを入替する費用になります。

続いて、81 ページをご覧ください。

（項 3）中学校費（目 1）学校管理費（節 14）工事請負費の太子西中学校南校舎トイレ改修工事費等につきまして、来年度の工事の中心となるものでございます。

（目 2）教育振興費（節 1）報酬の学校司書報酬につきまして、据え置きということで学校司書を中学校に配置いたします。

続いて、82 ページをご覧ください。

（節 7）報償費の中学生サミット講師謝礼及び（節 18）負担金、補助及び交付金の中学生サミット負担金につきまして、生徒会活動など子どもが自立する活動を支援していく中学生自治活動支援事業の費用になります。

また、（節 12）委託料の外国語指導時助手派遣業務委託料につきまして、こちらは 3 人分計上しています。

続いて、83 ページをご覧ください。

（項 4）幼稚園費（目 1）幼稚園管理費（節 7）報償費の幼児教育研究講師謝礼につきまして、計上されている 20 万の内、15 万円分がリズム体操（運動）事業のための費用になります。

管理課は以上です。

社会教育課長 社会教育課所管分について説明いたします。

84 ページから 86 ページにかけて、（項 5）社会教育費になります。

（目 1）社会教育総務費、（目 2）公民館費、（目 3）青少年教育費、（目 4）人権教育費につきまして、いずれも現在実施している事業を継承する形で予算を計上しております。

85 ページをご覧ください。

（目 2）公民館費（節 14）工事請負費の龍田公民館空調設備更新工事費につきまして、龍田公民館の空調を更新するための予算を計上しております。

続いて、93 ページをご覧ください。

（項 6）保健体育費（目 2）体育館費（節 17）備品購入費の運動用具購入費につきまして、卓球台 4 台の更新を計画しております。

また、（目 3）総合公園管理費（節 11）役務費の 3 種公認検定料につきまして、令和 7 年度の工事に向けて 3 種公認申請に際し、検定する範囲を確認いただく調査員の手数

料を計上しております。

続いて、94 ページをご覧ください。

（節 17）備品購入費につきまして、総合公園内のベンチ、サッカーゴール、ラインカーといった老朽化した運動用具の更新を計画しております。

社会教育課は以上です。

文化推進課長 文化推進課所管分について説明いたします。

86 ページから 90 ページにかけて、（目 5）文化財保護費、（目 6）図書館費、（目 7）会館管理費、（目 8）歴史資料館費が該当します。

87 ページをご覧ください。

（目 5）文化財保護費（節 12）委託料の遺跡発掘調査作業委託料及び町内遺跡確認調査測量委託料につきまして、まちづくり課の事業に伴い実施する事前調査の費用を計上しております。

続いて、88 ページをご覧ください。

（目 6）図書館費（節 10）需用費の修繕料につきまして、ソファの張替え及び読書会室のブラインドを取替えるための費用を計上しております。

続いて 89 ページをご覧ください。

（目 7）会館管理費（節 12）委託料の自主事業業務委託料につきまして、あすかホール文化振興協会に委託している事業を、ワークショップや子ども教室等を中心に展開していこうと考えております。

続いて、90 ページをご覧ください。

（目 8）歴史資料館費（節 12）委託料の収蔵資料燻蒸委託料につきまして、来年度に展示を企画している、横山家庭園の持ち主である旧田寺家の資料の燻蒸を行うための費用を計上しております。

文化推進課は以上です。

教育長 これらは予算案として議会に上程されることとなりますので、確定ではありません。

3 月議会で、議決を受けて予算成立となります。

ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 指導主事の増員ということで、具体的にどのような配置になるのでしょうか。

管理課長 管理課に追加で 1 名、幼稚園籍の指導主事がこどもえがお課に 1 名、計 2 名配置されます。

教育長 他にございませんか。

委員 療養などで先生方が休まれた際に対応できる人材の確保や、その運用について説明をお願いします。

管理課長 人材の確保につきまして、本町は随時履歴書をご持参いただき登録する形を取っております。

任用につきまして、学校が求める勤務条件とご本人が望まれる勤務条件の合致が難しい現状がございます。

例えば、一年通して安定した仕事を得たいと考える方にとって、育休代替や産休代替などで年度途中で任用が終わってしまう勤務条件は、希望し難い状況となっております。

す。

また、県費負担教職員の登録者名簿も所持しておりますが、都市部での勤務を希望される方が多く、本町まで来ていただけない現状がございます。

教育長

他にございませんか。

委員

体育館の備品である卓球用の防球フェンスについて、非常に倒れやすく横部分が破れているため、対応を検討していただければと思います。

社会教育課長

年次計画という形で予算措置すると査定で決定いたしました。

全てのフェンスを買い替える話も出ましたが、少しずつ買い替えることを計画しておりますので、ご了承ください。

教育長

他にございませんか。

委員

来年度から教育委員会事務局となる予定のこどもえがお課の予算について説明をお願いします。

管理係長

（款3）民生費（項2）児童福祉費の大半が、こどもえがお課の予算になります。

児童福祉費のうち、こどもえがお課所管分について説明いたします。

（目1）児童福祉総務費は、子育て会議や子育て世帯訪問、虐待防止等に関する予算になります。

（目2）保育所費は、斑鳩保育所に係る予算が2億程計上されております。

来年度に保育所の外壁補修を計画しているため、例年と比較して4～5千万程増額していますが、それでも毎年1億5千万近く掛かります。

（目3）保育所運営費は、斑鳩保育所以外の私立認定こども園の運営に係る予算となっております。

（目5）児童措置費は、主として児童手当の支給に係る予算となっております。

（目7）子育て支援施設運営費は、ひまはぴの運営及び旧児童館の解体費用となっております。

（目9）放課後児童健全育成事業費は、学童の運営に係る予算となっております。

以上、こどもえがお課所管分として、推定20億程度の予算が教育委員会に計上される予定となっております。

教育長

他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長

これらは予算案として議会に上程されることとなりますので、確定ではありません。3月の町議会で、議決を受けて予算成立となります。

それでは、議案第15号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、議案第16号となりますが、ここからは非公開となります。

事務局より説明をお願いします。

管理課長

<議案第16号「教育委員会表彰の受賞者について」説明>

教育長

続いて、議案第17号について事務局より説明をお願いします。

管理課長

<議案第17号「就園指定の変更申立てについて」説明>

教育長

続いて、議案第18号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第 18 号「区域外就園の承諾について」説明>

●その他

教育長 本日の議事は全て終了しました。
続いて、その他の報告に移ります。
その他の報告について、まず教育委員の皆様から何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、事務局より何か連絡報告事項はありますか。

管理課長 管理課より 3 点お知らせがございました。
1 点目は、太田小学校が交通安全優良学校として表彰されましたので、お知らせいたします。
2 点目<学校現場におけるインフルエンザ等の状況について説明>
3 点目は、前回の定例会でお配りいたしました教育振興基本計画（案）についてです。
この場でご意見を賜りたくと思いますが、ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 「話」と「和」でつながる言語認識能力育成事業などの新規事業や、こどもえがお課の名称など、文言を追加してはどうでしょうか。
また、子ども家庭センターの設置について、詳細の説明をお願いします。

教育長 文言の追加について、前向きに検討いたします。
子ども家庭センターにつきまして、各自治体で設置しなければならず、太子町においては、こどもえがお課内の子育て応援室が、子ども家庭センターの位置づけになります。
他にございませんか。

委員 社会教育施設の充実や全体の設備の整備という文言はありますが、文化会館の改修について内容を明確にする必要はないのでしょうか。

教育長 改修の中身に関して明記するのは時期尚早ですが、改修の方向性が分かる文言の追加は検討させていただきます。
他にございませんか。

委員 子ども家庭センターが行政棟 2 階に新設される旨が新聞に載りましたが、広報には子ども家庭センターの文言がなく、記事を読む限りでは、子ども家庭センターという施設が新設されるように受け取れますが、どうでしょうか。

教育長 新しい機能を持った施設が出来るわけではなく、こどもえがお課内の子育て応援室が、子ども家庭センターの役割を担うという認識になります。
つまり、太子町が既に実施している取り組みが、子ども家庭センターの事業に位置づけられるということになります。

委員 振興計画には、「子ども家庭センターを、こどもえがお課内に設置し～」という文言を入れた方が分かりやすいと思います。

教育長 子ども家庭センターは、こどもえがお課だけではなく、さわやか健康課にもまたがる事業になりますので、本日賜りましたご意見をもとに、適切な文言を入れられるよう

関係課と協議を行い、3月の定例会決定できるよう検討いたします。

他にございませんか。

委員 住民の閲覧はいつから可能になるのでしょうか。

管理課長 4月以降にホームページでご覧いただけます。

教育委員の皆様には、次回の定例会に完成版をご覧いただきますが、その前に本日のご意見を受けて修正したものをご覧いただきます。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、事務局より連絡事項はありますか。

文化推進課長 文化推進課より、事務局職員の主事1名が私事都合により2月末日を以て退職することとなりましたので、ご報告いたします。

教育長 他に連絡事項が無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は3月19日（火）午後1時30分に開会いたします。

それではこれもちまして2月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和6年2月20日 午前12時00分閉議